

山添村業務継続計画

令和3年3月

奈良県 山添村

第 1 章 業務継続計画（BCP）の概要.....	1
1 業務継続計画（BCP）の策定目的.....	1
2 業務継続計画（BCP）の効果.....	1
3 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の相違点.....	2
4 非常時優先業務の概要.....	3
第 2 章 業務継続の基本方針と対象組織.....	4
1 業務継続の基本方針.....	4
2 業務継続計画の対象組織.....	4
第 3 章 被害状況の想定.....	5
1 想定する危機事象.....	5
2 想定事象による被害状況.....	5
第 4 章 職員の参集予測.....	7
1 参集予測の条件設定.....	7
2 予測結果（令和元年 5 月 1 日現在）.....	7
3 職員の確保.....	8
第 5 章 必要資源の確保状況と対策.....	9
1 必要資源の確保状況と対策.....	9
※参考 災害対策本部及び災害対策本部支援室を設置する代替施設.....	15
第 6 章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立.....	16
1 非常時優先業務の実施体制.....	16
2 指揮命令系統.....	17
3 職務代行.....	17
4 職員の参集体制の確立.....	18
第 7 章 非常時優先業務の選定.....	19
1 業務継続の対象期間.....	19
2 業務継続の基本方針（第 2 章 1 に同じ）.....	19
3 対象業務及び開始・再開時期.....	19
第 8 章 教育訓練.....	24
1 教育・訓練等.....	24
2 点検・是正.....	24
資料 協定締結状況.....	25

第1章 業務継続計画（BCP）の概要

1 業務継続計画（BCP）の策定目的

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を可能にすることを目的とした計画である。

BCP：Business Continuity Plan

2 業務継続計画（BCP）の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、下図 1-1 に示すように、発災直後の業務レベル向上や業務立ち上げ時間の短縮等の効果を得て高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

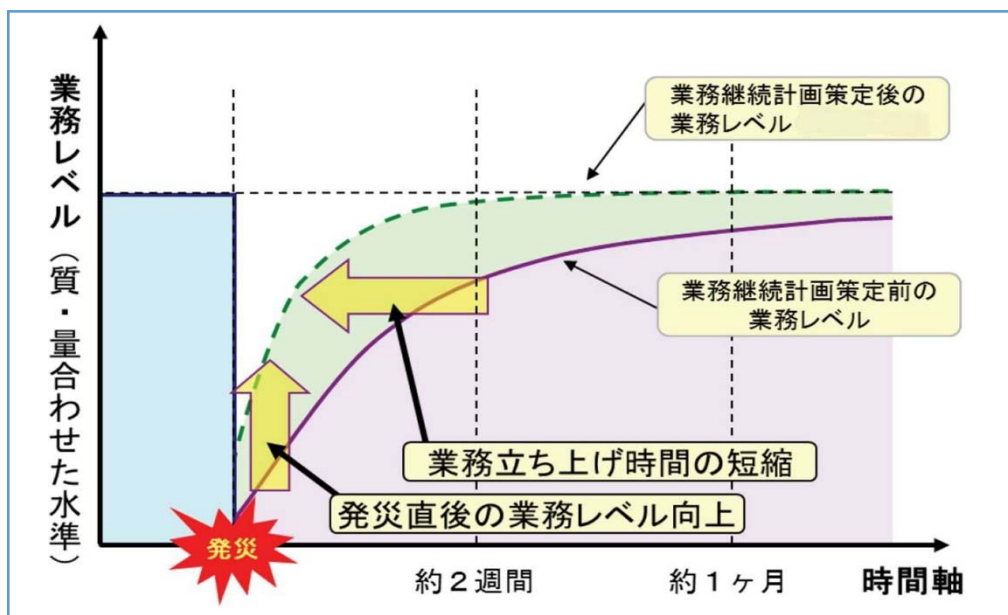


図 1-1 発災後に山添村が実施する業務の推移

3 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の相違点

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	発災時実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を定める計画	発災時の山添村の非常時優先業務を目標とする計画
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし（地域防災計画に位置付け）
計画の目的	発災時又は平常時に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（災害緊急業務及び優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

4 非常時優先業務の概要

- 非常時優先業務とは、大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務である。
- 具体的には、応急対策業務や継続又は早期に再開すべき通常業務及び優先度の高い復旧・復興業務が対象になる。
- 発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

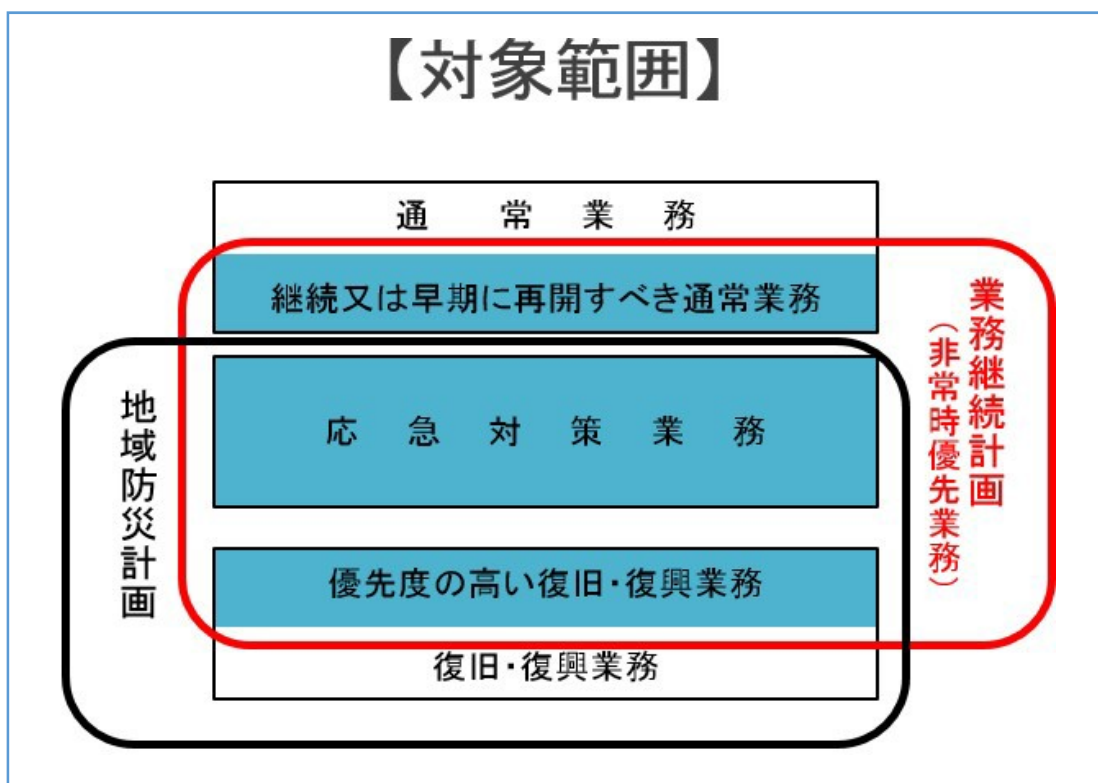


図 1-2 非常時優先業務のイメージ

※業務継続計画では、地域防災計画に定めのない通常業務のうち、継続又は早期に再開すべきものを含む。

第 2 章 業務継続の基本方針と対象組織

1 業務継続の基本方針

村は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時において、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、山添村地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- 発生から 72 時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、村民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、村民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 村の公共施設は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

2 業務継続計画の対象組織

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- ・ 山添村役場の各課及び各部署

第 3 章 被害状況の想定

1 想定する危機事象

	想定	出典
想定災害	木津川断層帯地震 (M7.3) ・村内で震度 6 強の地震が発生する。 ・庁舎は震度 6 強の揺れが想定される。	県の想定
発災条件	建物被害は冬の 18 時、人的被害は冬の深夜で想定	県の想定

2 想定事象による被害状況

	被害状況 (復旧予想)	出典
浸水	危険性はほとんどなし。	県の想定
建物被害 ・火災	【地域の被害】 ・村内の 1,333 戸の建物のうち、約617戸の建物が全半壊及び94棟が焼失する。	県の想定
	【庁舎・避難所の被害】 ・災害対策を行う役場庁舎及び各指定避難所は耐震構造であり、利用可能と予測されるが、不測の事態により使用できない可能性もある。 ・固定されていないロッカー等は、転倒する。	独自に想定
人的被害	【地域の被害】 ・滞留人口 3,520人のうち、死者約 26人、負傷者約 74人	県の想定
交通機能支障	・震度 6 強のエリアを中心に通行支障が発生する。(自動車での参集はできない) ・一部では道路が通行困難となり、孤立地域が発生する。(当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる)	県の想定及び過去に発生した地震を参考に独自に想定

<p>ライフ ライン支障</p>	<p>【地域の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力は、村内の約 1,200の世帯で障害または停電し、半数程度の復旧に1週間程度を要し、完全に復旧するまでに2週間程度かかると見込まれる。 ・固定電話・携帯電話は、輻輳等により、1週間程度つながりにくいことを見込まれる。インターネットの利用可否は、アクセス回線の被災状況に依存。 ・上水道は、村内のほとんどの世帯で断水し、完全に復旧するまでに1ヶ月程を要すると見込まれる。 ・下水道は、区域内のほとんどの世帯で利用困難となり、1ヶ月程度は復旧しない。（上水道の復旧より長期化） 	<p>県の想定及び過去に発生した地震を参考に独自に想定</p>
	<p>【庁舎・避難所の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力は、1週間程度の停電が見込まれる。 ・固定電話・携帯電話は、災害時優先電話85-0041、85-0046以外は1週間程度つながりにくいことを見込まれる。また、固定電話には、報道機関や住民からの問い合わせも殺到する。インターネットも、被災状況によっては利用不可。 ・防災行政無線は耐震対策済みであり、利用可能。 ・上水道は、断水の回復までに1ヶ月程度を要する。 ・下水道は、利用支障が1ヶ月程度継続する。 	<p>県の想定及び過去に発生した地震を参考に独自に想定</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料等について、買い占めなどが発生し、小売店舗の希少な本村にあっては深刻な問題である。 ・停電等を受け、ガソリンスタンドの営業が困難になり、公用車の燃料が不足する。 	<p>過去に発生した地震を参考に独自に想定</p>

第 4 章 職員の参集予測

1 参集予測の条件設定

- 勤務時間外の発災（冬 18 時）
- 参集手段 徒歩 3 km/h（道路被害等により、通常より遅い歩行速度を設定）
- 参集対象は正規職員のみ。
（臨時・嘱託職員及び派遣・保育園・小学校勤務の正規職員を除く）
- 参集場所は勤務地まで。
（総務課勤務であれば、役場庁舎まで。）
- 職員の実際の通勤距離から参集時間帯を算出。
- 発災から 1 時間、3 時間、12 時間、1 日、3 日、2 週間、1 ヶ月で参集予測する。
- 発災から 1 日までは、「本人・家族の死傷等の被災及び救出・救助活動に従事する人」を除いた出勤可能な人数の割合を 60%で計算。
- 1 日後から 2 週間までは、「本人・家族の死傷等の被災及び救出・救助活動に従事する人」を除いた出勤可能な人数の割合を 70%で計算。
- 2 週間後から 1 ヶ月後は、職員の死傷等により 10%が参集できない。

2 予測結果（平成31年 4月 15日 現在）

職員の自宅から役場庁舎又は勤務場所までの距離別人数は、表4-1、4-2のとおりで、前記条件による職員の参集結果予測は、表4-3のとおりとなる。

表4-1 役場庁舎勤務職員の役場庁舎までの距離別人数（単位：人）

	2km未満	2～ 10km未満	10～ 20km未満	20km以上	合計
人数	7	31	14	11	63

令和2年8月7日現在

表4-2 役場庁舎勤務職員以外の勤務場所までの距離別人数（単位：人）

	2km未満	2～ 10km未満	10～ 20km未満	20km以上	合計
人数	1	15	3	5	24

令和2年8月7日現在

表4-3 職員参集予測

	1時間	1～3時間	3～6時間	6時間～	計
参集人数	8名	46名	17名	16名	87名
参集率（累計）	9.2%	62.1%	81.6%	100%	

表4-4 各部署職員参集予測

現行組織		職員数計/ 参集率	職員計	災害時の職員参集時間別職員数及び参集率			
				1時間未満	1～3時間	3～6時間	6時間～
理事者（村長、副村長、教育長）		職員数（人）	3	3			
		参集率（％）		100.0	100.0	100.0	100.0
総務部	総務課、財政会計室	職員数（人）	13		4	4	5
		参集率（％）		0.0	30.8	61.5	100.0
	地域振興課	職員数（人）	6	2	3		1
		参集率（％）		33.3	83.3	83.3	100.0
民生部	住民課	職員数（人）	8	1	5	2	
		参集率（％）		12.5	75.0	100.0	100.0
	保健福祉課	職員数（人）	11		7	2	2
		参集率（％）		0.0	63.6	81.8	100.0
生活環境部	農林建設課	職員数（人）	9		4	2	3
		参集率（％）		0.0	44.4	66.7	100.0
	環境衛生課	職員数（人）	6		5	1	
		参集率（％）		0.0	83.3	100.0	100.0
教育部	教育委員会事務局	職員数（人）	7	1	3	3	
		参集率（％）		14.3	57.1	100.0	100.0
小計		職員数（人）	63	7	31	14	11
		参集率（％）		11.1	60.3	82.5	100.0
庁舎以外の職員（保育園、診療所）		職員数（人）	24	1	15	3	5
		参集率（％）		4.2	66.7	79.2	100.0
計		職員数（人）	87	8	46	17	16
		参集率（％）		9.2	62.1	81.6	100.0

3 職員の確保

(1) 現 状

- ①村全体では、職員数が条例定数の約75%であるため、参集予測による職員参集率は期待できるが全体数が不足していることから継続業務は困難が予想される。
- ②業務によっては、特に職員が不足する課等があると想定される。
- ③連続して業務に従事しなければならないおそれがある。

(2) 課 題

- ①非常時優先業務の実施に必要な職員数を確保できないおそれがある。
- ②災害発生後しばらくは十分な職員を確保できないことから、職員の肉体的及び精神的な負荷が増大し、業務に従事できなくなる職員が発生するおそれがある。
- ③参集した職員は、帰宅等ができず、家族等の安否確認ができないこと等により業務に専念できなくなるおそれがある。

第 5 章 必要資源の確保状況と対策

1 必要資源の確保状況と対策

区 分		内 容
職員	現状と課題	<p>【平日昼間】 発災直後は、正規職員87人が業務に従事可能である。ただし、一部の職員は、出張や休暇あるいは本人・家族の被災による帰宅等で不在となる。</p> <p>【夜間・休日】 発災から 24 時間以内に正規職員87 人が参集し、業務に従事する。(第 4 章 職員の参集想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参集基準に基づき、職員への一斉メール、電話連絡により参集している。 ・ 参集状況の確認については、庁内でルール化できている。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集訓練の定期的な実施及び参集基準の周知徹底により、迅速に参集ができるような体制を構築する。地震発生時は、役場からの連絡を待つのではなく、各職員が地震情報を確認し参集するよう徹底する。 ・ 各課長は職員及びその家族の安否を確認し、総務課長に報告する。また、平常時より N T T 災害用伝言ダイヤル (171) の活用を周知する。 ・ 全庁体制で非常時優先業務を実施するために、体制を予め定めておく。 ・ 職員の勤務体系については、各課において対応業務に応じた必要人員を把握し、実際に対応可能なローテーションを組むこととする。

庁舎	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は、平成 29 年に完成し、新耐震基準を満たした設計であり、村所有の他の公共施設と比べると新しいことから、震度 6 強の地震により使用不能になる可能性は低い。 ・しかしながら、不測の事態により役場庁舎が使用不能となった場合は、山添村ふるさとセンターを第 1 の代替庁舎として使用する。(詳細は、後述の代替庁舎検討用リストを参照)
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・代替庁舎候補の施設についても通信機器等の設備の増強を図る。
執務環境	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は、地震を想定した転倒しにくい低身長のものや免震構造のものを採用しており、転倒等による業務への影響は、他の公共施設に比べると比較的少ないと考えられる。しかしながら、倉庫等の什器類は、高身長のものもあり、転倒することが予想される。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・高さのある棚など、転倒の可能性があるものには、転倒防止対策を行う。

電力	現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎、ふるさとセンターは、非常用発電機が整備されており、停電時は自動起動するようになっているが、役場庁舎以外の非常用発電機は、発電量が少なく、照明や消火・防火設備用に整備されているため、対策本部運営に必要な事務機器等用としては用いることは容易でない。 ・ 役場庁舎の代替候補施設は、指定避難所にも指定されており、避難所として利用した場合も電力が不足する。 ・ 役場庁舎、以外の施設の非常用発電機は、定期点検は行っているものの電力を安定的に供給できるか不透明である。 ・ 役場庁舎の非常用発電機は、約60時間の稼働燃料しかない。 ・ 各庁舎の非常用発電機の稼働可能時間は次のとおりであり、平常時のすべての使用電力を賄うことは不可能である。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>稼働時間</th> <th>発電量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役場庁舎</td> <td>約60時間</td> <td>150 k w h</td> </tr> <tr> <td>ふるさとセンター</td> <td>約 5 時間</td> <td>60 k w h</td> </tr> <tr> <td>保健福祉センター</td> <td>約 5 時間</td> <td>26.5 k w h</td> </tr> <tr> <td>スポーツセンター</td> <td>約 3 時間</td> <td>25 k w h</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	稼働時間	発電量	役場庁舎	約60時間	150 k w h	ふるさとセンター	約 5 時間	60 k w h	保健福祉センター	約 5 時間	26.5 k w h	スポーツセンター	約 3 時間	25 k w h
	施設名	稼働時間	発電量														
役場庁舎	約60時間	150 k w h															
ふるさとセンター	約 5 時間	60 k w h															
保健福祉センター	約 5 時間	26.5 k w h															
スポーツセンター	約 3 時間	25 k w h															
対 策 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用発電機の燃料を補充する業者を平常時から指定し、円滑な燃料の供給体制を確保する。 ・ 現在、役場庁舎に保有している移動型発電機（約 5 k w h）の増台と貸与などによる適切な配置を行う。 ・ 過去の災害時で電力復旧まで時間がかかる場合には、電力会社の発電機車による応急送電が行われていることから、通常時から電力会社との連携を密にし、災害時の応急送電がスムーズに行われるよう調整を行う。 ・ 役場庁舎の非常用発電機につながっているコンセントの位置を職員に周知する。 																

電話・インターネット環境	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には回線の輻輳により一般の固定電話、携帯電話が使用できなくなり、外部との連絡手段が途絶える可能性が高い。 ・役場庁舎の災害時優先電話は固定回線 2回線を整備。ふるさとセンター、福祉センターには各 1回線整備。その他はなし。 ・衛星電話は役場庁舎に 1回線を整備。 ・移動型無線機は 20台を整備。 ・県、防災関係機関との連絡は、県整備の防災電話を利用する。 ・役場庁舎のインターネット回線は、1系統のみ。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の固定電話等が使用できない場合には、代替手段として災害時優先電話、衛星電話を活用する。 ・移動型無線機の使用は、通信距離や通信環境に左右される部分があるため、屋外でも使用できるように災害時優先電話の携帯回線及び衛星電話の携帯回線の整備を進める。 ・職員の参集確認については、職員一斉メールの活用を検討する。 ・災害時優先電話の番号等を職員に周知する。

防災行政無線	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時でも固定局（親局）が利用可能 ・ 固定局は概ね 72 時間（使用頻度等による）で充電が必要。 ・ 移動式放送設備の電源のバッテリーは約 5 時間の稼働。 ・ 住民への情報発信は、防災行政無線、緊急放送端末機での情報発信だけでは、伝達手段として不十分であるため、各大字の区長（代表者）と連絡を密にする。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別受信機の電池を常に管理するよう周知が必要。 ・ 移動式行政無線装置の習熟が必要。
情報システム	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内情報ネットワーク網は、データのバックアップも定期的に行っている（サーバーは耐震固定済）。しかし、サーバーから役場庁舎までの回線は 1 本だけで、複数化等に取り組む。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内情報ネットワーク網、断線に対応するために複数回線化を平成29年に実施。

水・食料等	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員用の水・食料を備蓄していないため、住民用の備蓄を利用しなければならない。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締結先の業者に食料を依頼する。 ・ 職員は、家庭での備蓄を徹底する。 ・ 全職員 3 日分の水・食料の備蓄を行う。 (4 日目以降は外部からの応援物資を活用)
トイレ	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員用の簡易トイレ 2 基備蓄している。 ・ 不足が生じた場合、リースを会社と提供の締結済。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季の暖房・女性専用等の配慮。
消耗品等 (用紙等)	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複写機用のコピー用紙及びトナーは適時補充しているが、補充する時期・残量を定めた基準は特に定められていない。 ・ 各課所有のプリンターの用紙、トナー、消耗品は定期的に各課で補充しているが、指針等は特に定められていない。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複写機用のコピー用紙は、最大の保管可能量の半分以上、また、トナーについては、1 週間以上使用可能な量を常に確保するよう徹底する。 ・ 本部運営用に確保しておく消耗品の種類及び量を定期的に点検する。 ・ 各部署の災害応急対策業務用のボールペン、鉛筆、消しゴムが不足する場合には、選挙用備品を活用する。

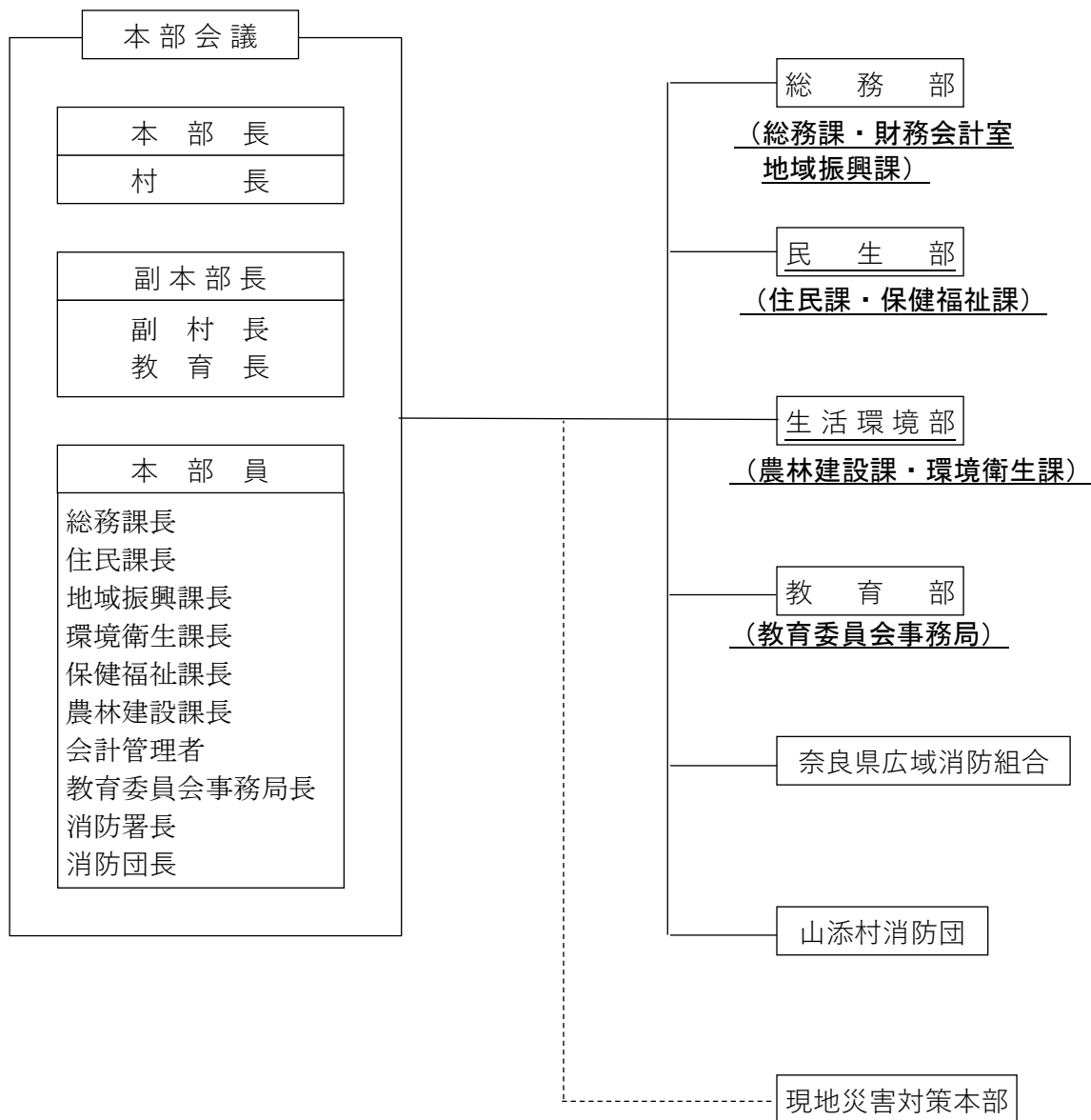
災害対策本部及び災害対策本部支援室を設置する代替施設

順位	代替施設名	選定理由
第1順位	ふるさとセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準適合 ・自家発電設備を有する（60kwh）。 ・災害時優先電話を有する（1回線）。
第2順位	保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準適合。 ・自家発電設備を有する（26.5kwh）。 ・災害時優先電話を有する（1回線）。

第 6 章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

1 非常時優先業務の実施体制

地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、以下の体制 に速やかに移行する。



2 指揮命令系統

応急対策業務は、山添村災害対策本部条例及び山添村地域防災計画の定めに基づき実施する。

【今後の検討課題】

災害対策本部の図上訓練等を実施し、資源制約が生じるシナリオも想定すること等により、非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の実効性を確認する。

3 職務代行

職務代行の対象者	職務代行の順位		
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
村長	副村長	教育長	総務課長
副村長	教育長	総務課長	農林建設課長
各課長	課長補佐	主査	主事

- ・各所属に複数の補職がいる場合、年長者に委任することとする。
- ・責任者と連絡がとれない場合、上記の順位に従い、自動的に職務の代行が行われるものとする。
- ・責任者が役場に参集できない状況であっても、連絡手段が確保され、直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務の代行は行わないものとする。

【今後の検討課題】

首長の職務代行者の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名する等の対応や重ならないようにスケジュールの調整が必要。

4 職員の参集体制の確立

地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、地域防災計画第2章第5節「活動体制計画」に準ずる。

種別	配備基準	配備要員
警戒体制	1 気象警報（大雨・洪水・暴風雪・大雪）のいずれかが発表されたとき。 〔自動配備〕 2 山添村で震度4の地震が発生したとき。 〔動員指令〕 3 その他、村長が必要と認めたとき。	○課長級の職員 ○総務課・農林建設課課長補佐級の職員 ○総務課の指定された職員
災害対策本部体制	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 〔自動配備〕 2 山添村で震度5弱の地震が発生したとき。 〔動員指令〕 3 その他、村長が必要と認めたとき。	○課長級の職員 ○課長補佐級の職員 ○総務課の指定された職員
	1 村全域に影響が及ぶ災害又は局地的であっても被害が甚大な災害が発生したとき、もしくは発生するおそれのあるとき。 〔動員指令〕 2 山添村で震度5強以上の地震が発生したとき。 〔動員指令〕 3 その他、村長が必要と認めたとき。	○全職員

〔自動配備〕について

配備に該当する職員は、勤務時間外において自動配備基準に該当することを知ったときには動員指令を待つことなく、直ちに参集するものとする。

第 7 章 非常時優先業務の選定

1 業務継続の対象期間

直後～1ヶ月

2 業務継続の基本方針（第 2 章 1 に同じ）

山添村の大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時において、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、山添村地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- 発生から 72 時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、村民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、村民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 村の公共施設は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

3 対象業務及び開始・再開時期

非常時での優先業務の業務継続目標は次ページのとおりである。

1. 総務課

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：13人)
	応急対策業務	通常業務	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関する業務 ・国・県への業務報告 ・庁舎の業務に関する業務（電気・通信・防災無線・水道・トイレ） ・避難勧告、指示の発令及び避難所開設に関する事 ・消防の出動等、連絡調整 		4人
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害受援に関する事 ・業務量に応じた職員の配置 		8人
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関する事 ・罹災証明に関する事 		13人
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、自動車等の災害業務に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の任免、服務及び勤務条件に関する事 	13人
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生する補正予算編成業務 		13人
1か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の分限及び賞罰に関する事 ・行政相談に関する事 	13人
応急・復旧後		<ul style="list-style-type: none"> ・条例、規則等の制定・改廃に関する事 ・栄典事務に関する事 ・人事評価に関する事 	13人

2. 財務会計室

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：13人)
	応急対策業務	通常業務	
3時間以内			4人
6時間以内			8人
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付・管理 ・災害救助の出納に関する事 ・公有財産、公共施設の被害調査に関する事 		13人
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・収納に係る金融機関との情報、共有の対応 		13人
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する補正予算編成業務 ・収入処理業務 ・支出審査、支払い業務 ・起債借入れ業務 ・基金書き換え業務 		13人
1か月以内			13人
応急・復旧後		<ul style="list-style-type: none"> ・月例出納検査 	13人

3. 環境衛生課

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：6人)
	応急対策業務	通常業務	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道施設維持管理（管路含む）・被災箇所復旧 ・下水道施設維持管理（管路含む）・被災箇所復旧 ・衛生センター施設維持管理・被災箇所復旧 		5人
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物（可燃）収集（災害ごみ含む）・特に生ごみ ・飲料水給水活動 		6人
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者・死亡動物処理（埋葬）（住民課・農林建設課連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物（可燃・不燃・粗大）収集・保管 	6人
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみ収集・運搬・保管 ・し尿汲み取り 		6人
1週間以内			6人
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・畜犬・エネルギー事業事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金等徴収事務 ・各補助事業関連業務 	6人
応急・復旧後			6人

4. 地域振興課

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：6人)
	応急対策業務	通常業務	
3時間以内			5人
6時間以内			6人
1日以内	・天理市及び伊賀市との定住自立圏形成協定に基づく連携事業の調整（非常時対応）		6人
3日以内			6人
1週間以内			6人
1か月以内			6人
応急・復旧後		<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税 ・交流事業 ・移住定住対策 ・観光振興事業 ・イベント ・企業立地対策 	6人

5. 農林建設課

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：9人)
	応急対策業務	通常業務	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応（被災状況確認） ・道路・水路の啓開（機能、安全確保）及び通行規制の実施。 ・救助等の連絡調整 		4人
6時間以内			6人
1日以内	○道路・河川の応急復旧発注		9人
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応（地元区長からの被害報告受付） ・公共施設災害…「村道」「村管理河川」 ・農地農業用施設災害…「田」「畑」「農道」「用排水路」 ・治山災害等…「山林」「林道」 ○所轄施設状況確認及び対応（上津ダム、花香房、五月川センター） 	・通常道路維持補修業務を縮小し対応	9人
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応（被害状況現地確認、全容把握） ・公共施設災害…「道路」「河川」 ・農地農業用施設災害…「田」「畑」「農道」「水路」 ・治山災害等…「山林」「林道」 		9人
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧工事施工管理 ○応急復旧完了 	・農業委員会業務	9人
応急・復旧後	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧業務関連 ・補助対象・村単独 災害復旧工事設計書作成 ・補助対象・村単独 災害査定申請書作成 ・補助対象・村単独 災害復旧工事査定（発災年内） ・補助対象・村単独 災害復旧工事発注 ・補助対象・村単独 災害復旧工事施工管理 ・補助対象・村単独 災害復旧工事完成（発災から3年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業関係 ・補助申請等業務 ・森林業務委託事務 ・有害捕獲関係業務 ・市町村森林整備計画関係業務 ・森林病虫害対策関係業務 ・農産物振興業務 ・地籍調査事業業務 ・農家の経営指導 ・農業振興施設管理業務 ・畜産振興 ・基幹水利施設（上津ダム）管理委託業務 ○農業振興関係 ・農業研修会等参加 ・PRイベント等 ・連絡協議会 ○土木関係 ・補助金申請等業務 ・道路補修・改良等発注済み工事の対応 ・木造住宅耐震診断業務 ・道路占用・施工承認等申請業務対応 	9人

6. 保健福祉課

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：11人)
	応急対応業務	通常業務	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の安否確認、避難誘導の援助 ・福祉関係施設（保育園含む）利用者の安否確認・安全確保 ・福祉関係施設（保育園含む）及び医療施設の被害状況調査・応急対策 ・保健福祉センターの開設（避難所・デイサービス） ・診療所の開設、通常診療の実施 		7人
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の相談窓口の設置・巡回相談・巡回診療 ・被災者支援（妊産婦・乳幼児と養育者・透析患者ほか要援護者） ・避難所の管理・運営支援・医療救護班の派遣要請 ・医療資機材・薬品等の調達・確保、救援物資の仕分・管理・配給 ・日赤・社協・ボランティア関係団体との連絡調整 ・各種申請・相談窓口の開設及び交付事務 ・感染症予防・食中毒発生予防のための指導の実施 ・保育園の開設、通常保育の実施 		9人
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査・状況確認・サービス給付（介護・障害・児童等） ・民生児童委員との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの開設 	11人
3日以内		<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉事務（身体・知的・精神） ・児童福祉事務（保育園・放課後児童クラブ・要保護児童対策） ・高齢者福祉事務 ・保健事業（成人保健・母子保健・予防接種・健康づくり・栄養指導） ・介護保険事務・地域包括支援センター事務 	11人
1週間以内		<ul style="list-style-type: none"> ・健診（乳幼児健診・住民健診） 	11人
1か月以内			11人
応急・復旧後		<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション行事等 ・各会議・研修 ・敬老祝品等の支給 ・地域サロン活動の支援 ・いきいき100歳体操の支援 ・健康ウォーキング事業の支援 	11人

7. 教育委員会事務局

業務開始時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：7人)
	応急対応業務	通常業務	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員・児童・生徒の安全確保及び被害状況の把握 		4人
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急を要する学校施設等の修繕 ・通学路の安全点検とスクールバスの運行など通学手段の確保 ・各施設（公民館・生涯学習施設・体育施設等）関係の災害に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設（公民館・生涯学習施設・体育施設等）の管理運営 	7人
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒への支援 		7人
3日以内			7人
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査・保護 		7人
1か月以内			7人
応急・復旧後		<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修、会議及び事業等 	7人

8. 住民課

業務開始 時間	非常時優先業務		参集想定人員 (職員数：8人)
	応急対策業務	通常業務	
3時間以内			6人
6時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍、住民票、印鑑登録、埋火葬許可等の窓口業務 ・ 保険証等の発行窓口業務 ・ 税証明の窓口業務 	8人
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種減免申請手続き 		8人
3日以内		<ul style="list-style-type: none"> ・ 賦課及び徴収 	8人
1週間以内			8人
1か月以内			8人
応急・復旧後			8人

第 8 章 業務継続体制の向上

1 教育・訓練等

- 計画の実効性を高めるため、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、各職員が災害発生時において行うべき役割を果たすことができるよう研修や訓練を行う。
- 災害対策本部構成員に対しては、災害発生を想定した連絡系統や人・物・情報の流れについて図上訓練を行う。
- 全職員に対しては、災害発生を想定した参集状況の確認及び情報伝達、また各種マニュアルに沿った訓練を行う。

○対策本部構成員対象

訓練名	内容	対象	頻度
対策本部運営訓練	災害対策本部の運営の図上訓練	本部運営関係職員	年 1 回以上
情報伝達訓練	発災時の情報伝達や被害情報等を災害対策本部まで伝達する訓練	関係課職員	年 1 回以上

○全職員対象

訓練名	内容	対象	頻度
参集想定訓練	災害対策本部からの参集の連絡を受け、参集後、各部署から本部への参集状況を報告	全職員	年 1 回
危機管理基礎研修	危機管理基本マニュアル及び業務継続計画の内容等の周知	全職員から受講者を選定	年 1 回
避難所運営訓練	避難所運営マニュアルの周知、HUGを利用した運営訓練	全職員から受講者を選定	年 1 回

○個別訓練・研修

訓練名	内容	対象	頻度
新規採用職員危機管理基礎研修	職員参集の基準、災害対応の基礎知識の研修	新規採用職員	年 1 回

2 点検・是正

- 業務継続計画の実効性を高めるため、計画の定期的な見直しを行い、PDCAサイクルにより、継続的に改善を行う。

資料 協定締結状況

協定名	締結先
防災協定書	山添村建設業協会
奈良県水道災害相互応援に関する協定	日本水道協会奈良支部
災害時における緊急物資供給協定	奈良県農業協同組合
災害時応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局
災害時における緊急物資供給協定	市民生活協同組合ならコープ
災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	奈良県市長会
名張市・山添村消防応援協定	名張市
災害時における相互応援協定	大和まほろば広域定住自立圏
災害時における物資供給に関する協定	中垣・辰己・久保製麺所
災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	奈良県⇄奈良県葬祭業組合・全日本葬祭業共同組合連合会
災害時における避難所開設等必要とする資機材の供給に関する協力協定	株式会社 リード
災害時における燃料等の供給に関する協力協定	株式会社 IOKA
伊賀市・山添村消防応援協定	伊賀市